30年度　公文書開示状況（１１月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	H30.10.23	H30.11.2	・東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成29年11月21日） ・東京地方裁判所判決書（損害賠償請求事件）（口頭弁論終結日平成30年6月19日）	27		1					1				1				（１）事件番号 当該事項は事件が特定できる情報であるため、開示すれば裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となる。本事件の訴訟記録には、訴外である特定の個人に関する情報が含まれている。よって、当該事項を公にしてしまうと、当該個人識別情報及び本処分で非開示とした情報を開示したのと同様の結果を招くため。（７条２号、６号） （２）判決言渡日、裁判所支部名称、裁判官名、書記官名等 当該情報は、その他の開示された情報やホームページ、法律雑誌等に載っている情報と照合することにより、請求対象の訴訟事件の特定につながり得る情報であり、公にしてしまうと、請求に対して非開示とした情報や訴訟記録に含まれている訴外の特定の個人に関する情報を開示することと同様の結果を招くため。（７条２号、６号） （３）原告等個人の氏名及び住所 当該事項は特定の個人を識別することができる情報であるため。（７条２号） （４）支払命令金額、請求金額、過納付相当額、過大徴収額、損害額等 当該事項を開示することで、原告が所有する不動産の課税標準額及び税額を算出することが可能となり、これらを開示したのと同様の結果を招くため。（７条２号、６号） （５）訴訟物である不動産の所在、地番、固定資産税・都市計画税の課税標準額及び税額、賠償請求見込額一覧 個人の資産に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあると認められるため。また、賠償見込み額を開示することで、原告が所有する不動産の課税標準額及び税額を算出することが可能となり、これらを開示したのと同様の結果を招くため。（７条２号、６号）	主税局資産税部計画課
2	H30.11.2	H30.11.6	「東京都台東都税事務所（30）床ＯＡフロア改修工事」金額入り設計図書（詳細内訳、特記仕様書）	69	1															主税局総務部経理課
3	H30.10.30	H30.11.7	平成30年度固定資産税路線価の標準宅地（15-124）に係る鑑定評価書	4		1					1	1	1		1				（１）不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。（７条４号） （２）鑑定評価額の決定の理由の「地籍及び取引時点」の各記載事項 ・公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。（７条２号） ・公にすることで、当該法人等の事務運営上の地位が損なわれると認められるため（７条３号） ・公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（７条６号）	主税局中野都税事務所固定資産税課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
4	H30.11.5	H30.11.15	千代田都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	53	1															主税局千代田都税事務所法人事業税課
5	H30.11.5	H30.11.15	中央都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、中央都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	57	1															主税局中央都税事務所法人事業税課
6	H30.11.5	H30.11.15	港都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、港都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	78	1															主税局港都税事務所法人事業税課
7	H30.11.5	H30.11.15	新宿都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、新宿都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	53	1															主税局新宿都税事務所法人事業税課
8	H30.11.5	H30.11.15	台東都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、台東都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	26	1															主税局台東都税事務所事業税課
9	H30.11.5	H30.11.15	品川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、品川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	30	1															主税局品川都税事務所事業税課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
10	H30.11.5	H30.11.15	渋谷都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、渋谷都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	62	1															主税局渋谷都税事務所事業税課
11	H30.11.5	H30.11.15	豊島都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、豊島都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	30	1															主税局豊島都税事務所事業税課
12	H30.11.5	H30.11.15	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	21	1															主税局荒川都税事務所事業税課
13	H30.11.5	H30.11.15	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	18	1															主税局八王子都税事務所事業税課
14	H30.11.5	H30.11.15	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日　②法人名　③主たる所在地　④代表者名　⑤資本金の額　⑥決算期　⑦業種	27	1															主税局立川都税事務所事業税課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
15	H30.11.14	H30.11.27	公文書開示請求に関する一部開示決定について（平成20年9月12日付20主税評第174号）	583		1					1	1			1				（１）あて先、請求書の住所及び氏名、連絡先 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。（７条２号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。（７条３号） （２）氏名コード 当該事項は納税者と東京都しか知りえない納税者管理情報であり、これを開示することで他社も濫用される恐れが生じ、法人の事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれると認められるるため。（７条３号） 公にすることで、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力が得られないなど、今後の課税事務に支障をきたすおそれがあるため。（７条６号）	主税局資産税部固定資産評価課

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。